

総合通信局等を通じた周知広報

～総合通信局等への協力依頼事項～

1 相談窓口の紹介

通信・放送事業者間での協定・契約をめぐる交渉などがうまく進まない場合の相談先として、当委員会の相談窓口を紹介。

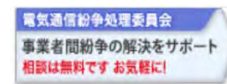
※ 例：関東総合通信局のご協力により、管区内の届出電気通信事業者へ送付している文書の中で、当委員会の相談窓口を紹介していただいております。

2 委員会ウェブサイトの URL 又はバナーの掲載

総合通信局等のホームページに、当委員会の URL 又はバナーを掲載。

<ご参考> 電気通信紛争処理委員会トップページ

(URL) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/ (バナー)



3 管区内の通信・放送事業者への周知

管区内の通信・放送事業者に対して、委員会を周知できる機会[※]をとらえ、当委員会事務局の参加やパンフレットの配布を依頼。

※例 総合通信局主催の講演会、各種イベント、
庁舎内におけるパンフレットの設置等